

(目的)

第1条 この内規は、本学における医療行為及び実験活動に伴い発生する廃棄物(医用廃棄物及び実験廃棄物)を適切に処理することにより、環境汚染を未然に防止し、本学の内外に居住する人びとの健康の維持と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規における「医用廃棄物及び実験廃棄物」とは、次に掲げるものをいう。

【医用廃棄物】

- (1) 医療行為に使用した器具、機材等
(注射器、注射針、ガラス・プラスチック器具など)
- (2) 医療行為により生じた汚染物等
(ガーゼ、バンソウコウ、ホウタイなど)
- (3) 医療行為により用いた薬品及び期限超過の薬品等
(散剤、液剤、錠剤など)
- (4) その他、医療行為により発生した物質等

【実験廃棄物】

- (1) ヒト及び動物実験に使用した器具、機材等
(注射器、注射針、ガラス・プラスチック器具など)
- (2) 実験により生じた汚染物等
(ガーゼ、バンソウコウ、ホウタイなど)
- (3) 実験に使用した薬品及び期限超過の薬品等
(散剤、液剤、錠剤など)
- (4) 動物実験による動物の屍体及び汚物等
- (5) その他、動物実験により発生した物質等

(責務)

第3条 本学の教職員及び実験研究に従事する学生は、この内規の定めるところにより、医用廃棄物及び実験廃棄物を取り扱わねばならない。

(管理)

第4条 医用廃棄物及び実験廃棄物についてその適正な管理を図るため、本学倫理審査委員会(以下「委員会」という。)で審議する。

(取扱責任者)

第5条 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱についてその指導・監督にあたらせるため、取扱責任者を置く。

2 医用廃棄物を生ずる健康管理センター長、及び実験廃棄物を生ずる学部、研究科、総合スポーツ科学研究センター及び体育研究所の長をそれぞれ責任者にあてる。

(処理方法の確認)

第6条 本学の教職員及び学生が実験廃棄物を生ずる実験を行うにあたっては、当該廃棄物の処理方法を事前に確認しなければならない。

(事務)

第7条 医用廃棄物及び実験廃棄物取扱に関する庶務は、管理部施設課が処理する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成9年10月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

(施行日)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。